

ウォーターPPPについて

熊本県 土木部道路都市局 下水環境課

目 次

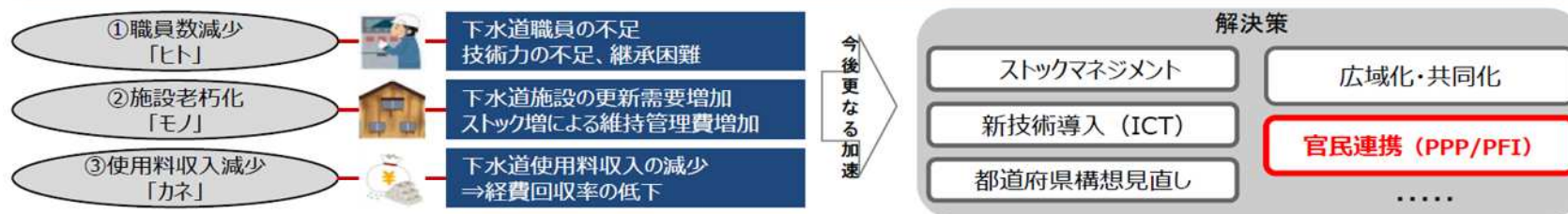
- 1 ウォーターPPPの概要
- 2 レベル3. 5について
- 3 レベル4について
- 4 広域的なウォーターPPPについて
- 5 ウォーターPPPへの地元企業の参入について
- 6 (参考)用語の説明

1 ウォーターPPPの概要 ①官民連携

- 下水道事業の持続可能性の確保における課題(ヒト・モノ・カネ)の解決策である「官民連携」において、これからの業務形態として「ウォーターPPP」があります。

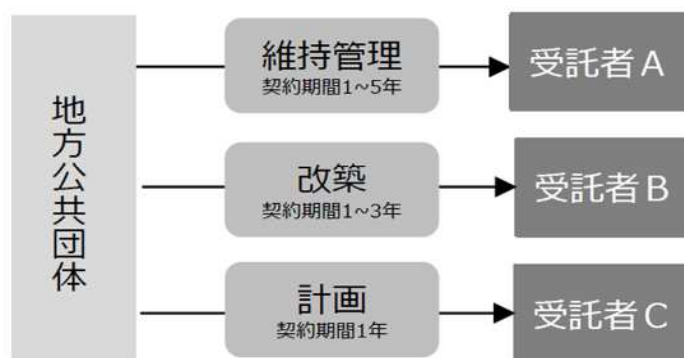
概要とポイント・留意点

(参考)ウォーターPPP(レベル3.5)の必要性和イメージ

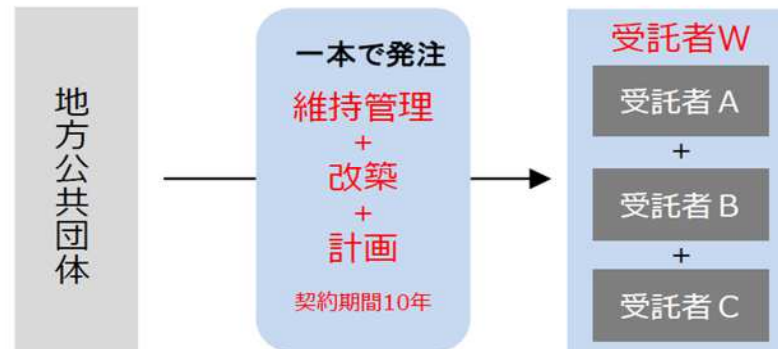


従来の業務形態
～個別発注～

これからの業務形態
～ウォーターPPP～



- 各取組に応じて、発注・契約・管理等を実施。短期間。
→ (自治体) 発注と管理に追われて、人手不足の中大変。
複数の工事の調整も高度で困難。
- (民間) 業務が小さい・短い人手がかかり利益も上げづらい。



- 各取組が一体化、発注・契約・管理等一元化
▶自治体・民間双方にとって、事務負担の軽減
- 契約期間が長期▶スケールメリットが大きく民間も利益を上げやすい
- 各取組間での連携がスムーズ▶事業の効率化、自治体の労力減

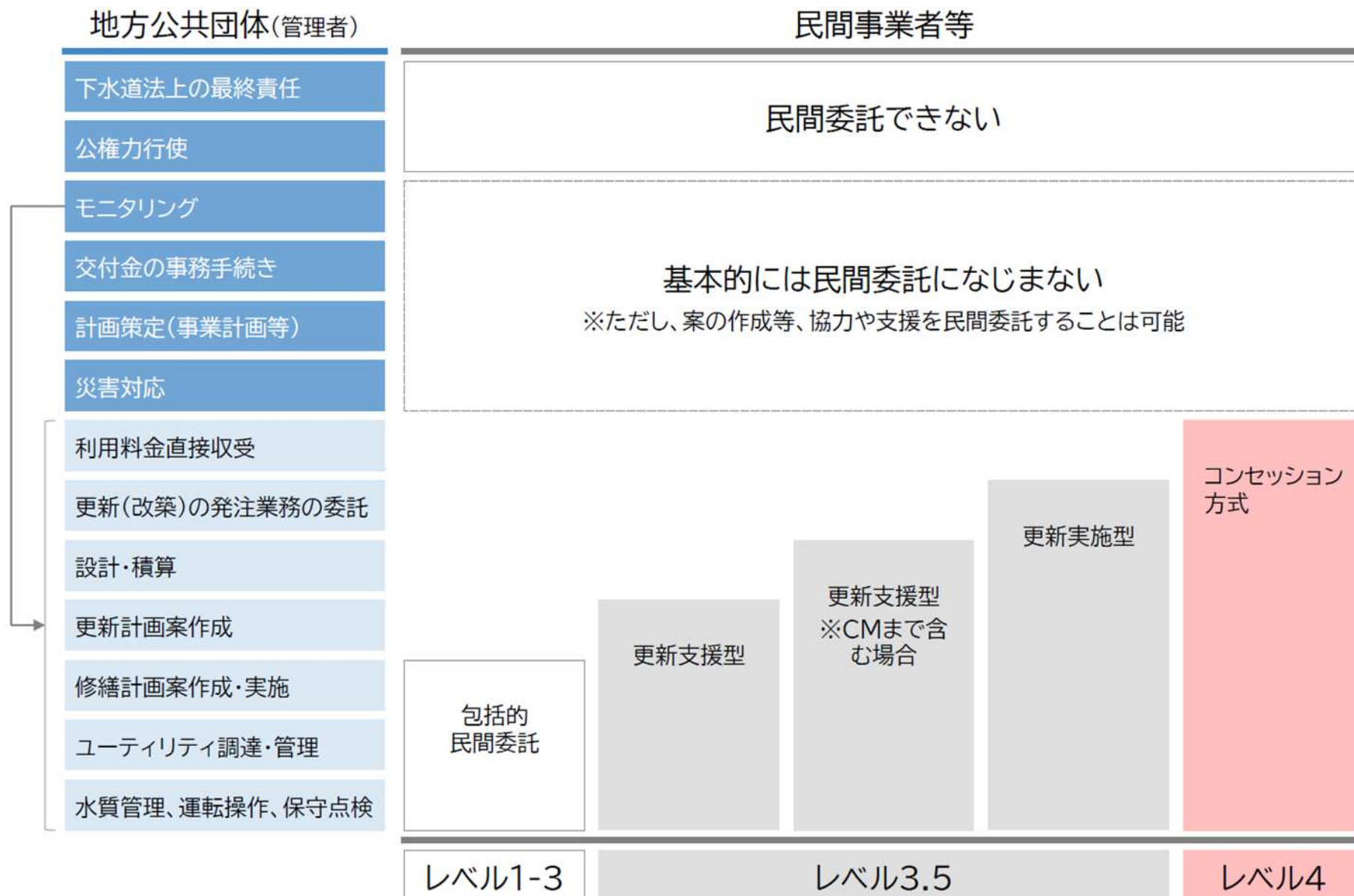
1 ウォーターPPPの概要 ②形態

○「ウォーターPPP」はPPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)にて打ち出された、公共施設等運営事業(コンセッション)[レベル4]と管理・更新一体マネジメント方式[レベル3.5](新設)を併せた官民連携の形態の呼称です。

ウォーターPPP		
公共施設等運営事業(コンセッション) [レベル4]	管理・更新一体マネジメント方式 [レベル3.5] 新設	複数年度・複数業務による 民間委託 [レベル1~3]
長期契約(10~20年)	長期契約(原則10年)*1	短期契約(3~5年程度)
性能発注	性能発注*2	仕様発注・性能発注
維持管理	維持管理	維持管理
修繕	修繕	修繕
更新工事	【更新実施型の場合】 更新工事	
	【更新支援型の場合】 更新計画案やコンストラクションマネジメント(CM)	
運営権(抵当権設定)	*1管理・更新一体マネジメント方式(原則10年)の後、公共施設等運営事業に移行することとする。	
利用料金直接収受	*2民間事業者の対象業務の執行方法は、民間事業者が自ら決定し、業務執行に対する責任を負うという本来の「性能発注」を徹底。	
上・工・下一体:1件(宮城県R4) 下水道:3件 (浜松市H30、須崎市R2、三浦市R5) 工業用水道:2件(熊本県R3、大阪市R4)	管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。	水道:1,400施設 下水道:552施設 工業用水道:19件

1 ウォーターPPPの概要 ③官民の役割分担

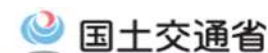
○ 法上の最終責任や公権力の行使、災害対応等は県の役割です。



1 ウォーターPPPの概要 ④国からの交付金

- 令和9年度以降、污水管の改築(一部を除く)に国の交付金等を受けるには、「ウォーターPPP導入を決定済み」であることが必要です。

基礎編「第3章」3.7 交付金等要件化の概要



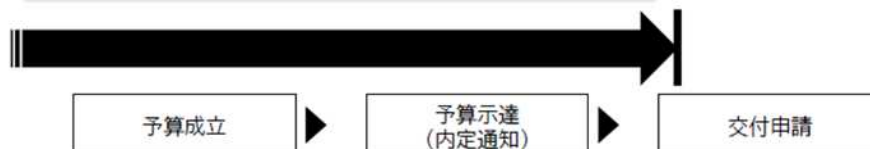
- 污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化する。

- 交付金等の要件充足には、基礎編3.1対象施設・業務範囲の設定の考え方(詳細は本ガイドライン3.4、3.5参照)が前提
- よって、入札・公募の開始(募集要項等の公表)時点で、対象施設・業務範囲の設定が、少なくとも一つの処理区のすべての施設等ではない場合、この理由について、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要がある
- 令和9年度以降に污水管改築の交付金等を受けるには、「ウォーターPPP導入を決定済み」であることが必要
- 「ウォーターPPP導入を決定済み」は、レベル3.5の場合、実施方針の公表等では足りず、入札・公募の開始(募集要項等の公表)を意味(入札・公募以外の民間事業者等の選定等の場合は契約締結、入札・公募以外の民間事業者等の選定等の場合は、契約締結)
- 「令和9年度以降に要件化」については、令和9年度以降、交付金等を充足した後に、污水管の改築に関する要素事業について交付申請することが可能

図表 3-8 令和9年度以降の要件化後の交付金等交付申請手続き(イメージ)

【令和9年度以降】

交付申請までの要件充足(入札・公募の開始=募集要項等の公表)が必要



1 ウォーターPPPの概要 ⑤国における目標

- 国は官民連携の拡大と加速化を推進するため、PPP/PFI推進アクションプランにおいて令和13年度まで100件の具体化を目標にしています。

PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)

民間資金等活用事業推進会議(PFI推進会議)決定(R5.6.2)

- 公共施設等運営事業及び同方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式 ※両者を総称して「ウォーターPPP」
 - 令和13年度までに100件の具体化を狙う
 - 污水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている污水管の耐震化を除き、ウォーターPPP導入を決定済みであることを令和9年度以降に要件化
- ※ 同方式に準ずる効果が期待できる官民連携方式とは？
水道、下水道、工業用水道分野において、公共施設等運営事業に段階的に移行するための官民連携方式として、長期契約で管理と更新を一体的にマネジメントする方式
- ※ 国による支援に際し、管路を含めることを前提としつつ、民間企業の参画意向等を踏まえ、対象施設を決定する

ウォーターPPPの概要

内閣府ホームページ

- 水道、工業用水道、下水道について、PPP/PFI推進アクションプラン期間の10年間(R4-R13)において、コンセッションに段階的に移行するための官民連携方式(管理・更新一体マネジメント方式)を公共施設等運営事業と併せて「ウォーターPPP」として導入拡大を図る
- ※ 公共施設等運営事業(コンセッション)[レベル4]、管理・更新一体マネジメント方式[レベル3.5]
- ※ 管理・更新一体マネジメント方式(原則10年)の後、公共施設等運営事業に移行することとする

概要とポイント・留意点

- ウォーターPPPは、コンセッション方式(レベル4)と、管理・更新一体マネジメント方式(レベル3.5)の総称
- 「ウォーターPPPの概要」(内閣府資料)の「レベル3.5(原則10年)の後、コンセッション方式に移行」は、「レベル3.5の後継としてコンセッション方式(レベル4)を選択肢として検討いただきたい」との趣旨

引用元：下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン1.2版 国土交通省

事業件数10年ターゲットの進捗

分野名	事業件数 10年ターゲット ※1	R5年度 具体化件数	R6年度具体化 件数(累積) ※2	早期に具体化が見込 まれる件数(累積) ※2
水道	100件	5件	6件	約25件
下水道	100件	3件	10件	約40件
工業用水道※3	25件	3件	8件	約10件

※1 PPP/PFI推進アクションプラン(令和5年改定版)で令和13年度までに狙うこととされている件数

※2 件数は、今後の状況に応じて変更がある

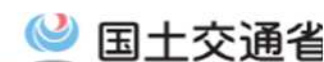
※3 工業用水道については、ウォーターPPPをはじめとする多様なPPP/PFIに関する件数

引用元：PPP/PFI推進アクションプラン
(令和6年改定版)の概要 内閣府

2 レベル3. 5について

- 管理・更新一体マネジメント方式 [レベル3. 5] については、維持管理に加え、更新計画案の策定やコンストラクションマネジメント(CM)等を行う「更新支援型」と、更新工事まで一体的に行う「更新実施型」があります。どちらの類型も、下記の4つの定められた要件をすべて満たす必要があります。

- ①長期契約(原則10年)
- ②性能発注
- ③維持管理と更新の一体マネジメント
- ④プロフィットシェア



基礎編「第1章」1.2 レベル3.5とは

- レベル3.5は、①長期契約(原則10年)、②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメント、④プロフィットシェアの4要件をすべて充足する民間委託である。

2 レベル3.5について ①長期契約（原則10年）

基礎編「第2章」2.1 要件①長期契約(原則10年)

- 契約期間は、企業の参画意欲、地方公共団体の取組やすさ、スケールメリット、投資効果の発現、雇用の安定、人材育成等を総合的に勘案し、原則10年とする。
- 例外的な事業期間を設定する場合は、管理者がその理由を公表情報等に基づいて説明できる必要があり、想定される例外は次の通り
 - 施設等の改築等のタイミングを考慮することによる事業期間の微調整
※例えば、改築等の需要が増大する期間の切れ目までを対象範囲に含む場合
 - レベル4に移行したい等の特段の意向が管理者にある場合に、客観的な情報に基づいて説明できる準備をした上で事業期間設定
 - 5年間程度の更新支援型と、10年間程度の更新実施型を組み合わせた、合計15年間程度のレベル3.5更新実施型
 - 段階的な広域型・分野横断型で一定の条件を満たす場合（詳細は、本ガイドライン実施編第2章を参照されたい。）

2 レベル3. 5 ②性能発注

基礎編「第2章」2.2 要件②性能発注

- 性能発注を原則とする。
 - ただし、管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。
-
- 性能発注は、委託者が求めるサービス水準を明らかにし、受託者が満たすべき水準の詳細を規定した委託であり、仕様発注よりも性能発注の方が「民間の創意工夫の発揮」が実現しやすくなるとされる
 - また、十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返しによる契約・要求水準等の適切な規定と、これらに基づくモニタリング・履行確認の実施が必要で、明確なリスク分担(役割、責任、費用、損害分担等)が重要である
 - 管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能 ※ただし、段階的な移行は、10年の事業期間中の移行を想定
 - 性能規定の例は、次の通り。
 - 処理施設:処理後の水質が管理基準を満たしていること
 - 管路施設:人員、時期、機器、方法等は受託者に委ねた上で適切に法定の保守点検(下水道法施行令第5条の12)を実施すること

2 レベル3. 5について ③維持管理と更新の一体マネジメント

○ 日常の維持管理(運転管理や点検業務、薬品等の調達業務、修繕業務等)と更新工事を組み合わせることです。

- 維持管理と更新を一体的に最適化するための方式として、維持管理と更新を一体的に実施する「更新実施型」と、更新計画案の作成やコンストラクションマネジメント(CM)により地方公共団体の更新を支援する「更新支援型」を基本とする。

- この要件の趣旨は、同一の対象施設に、維持管理と、事業期間中の維持管理を踏まえた更新(改築)に関する業務範囲が設定されることで、維持管理上の気づき等を更新計画案の作成に反映し、これに基づく改築の結果、より効率的・効果的な維持管理を期待できるといった、維持管理と改築を一体的に最適化すること
- この要件を充足するには、入札・公募書類等で、同一の対象施設に、維持管理と、事業期間中の維持管理を踏まえた改築に関する業務範囲(更新計画案作成)を設定する必要がある

図表 2-1 入札・公募書類等の記載(イメージ)

更新支援型	更新実施型
■ 対象施設 【イメージ】 本業務の対象となる施設は以下の通りである。 □処理場 (xx浄化センター) □ポンプ場 (xx中継センター) □管路 (幹線管きよ、枝線管きよ、マンホールポンプ、マンホール(マンホール蓋を含む)、公共汚水ます、取付管) ■ 業務範囲 本業務の範囲は以下の通りとし、詳細は契約書(案)、要求水準書(案)を参照すること。 □対象施設の維持管理(維持、修繕) □対象施設の更新計画案作成 □対象施設のコンストラクションマネジメント (CM) ※含む場合 ■ 事業期間 令和x(202x)年x月x日から令和xx(203x)年x月x日までの10年間とする。	■ 対象施設 【イメージ】 本業務の対象となる施設は以下の通りである。 □処理場 (xx浄化センター) □ポンプ場 (xx中継センター) □管路 (幹線管きよ、枝線管きよ、マンホールポンプ、マンホール(マンホール蓋を含む)、公共汚水ます、取付管) ■ 業務範囲 本業務の範囲は以下の通りとし、詳細は契約書(案)、要求水準書(案)を参照すること。 □対象施設の維持管理(維持、修繕) □対象施設の更新計画案作成 □対象施設の改築 (の発注) ■ 事業期間 令和x(202x)年x月x日から令和xx(203x)年x月x日までの10年間とする。

2 レベル3. 5について ④プロフィットシェア

○ 契約時に見積もった費用が、企業努力等で縮減した場合に、縮減分を設定した按分比により官と民でシェアすることです。

- 事業開始後もライフサイクルコスト縮減の提案を促進するためプロフィットシェアの仕組みを導入することが必要。

図表 2-4 茨城県守谷市の先行事例(参考)

- 「プロフィット」とは「費用縮減分」をいい、「シェア」は、費用縮減分を官民で分配することであり、官民で分配する割合(比率)は管理者の任意
- プロフィットシェアの仕組みの導入で要件は充足し、発動の有無は問わない
- プロフィットシェアの発動条件は、事業期間中に受託者からの提案を管理者が受け、民間事業者等の入札・公募時の提案も含め契約時に約束された計画や手法等が変更されること
- 入札・公募時の要求水準を下回るような変更は、入札・公募時の競争条件の変更になるため想定外
- 受託者が費用縮減分を発生させた場合も、プロフィットシェアの仕組みの発動に伴うものでなければ、分配も発生せず、費用縮減分は受託者に帰属

概要とポイント・留意点

(参考)茨城県守谷市の先行事例

受託者の改善提案	(乙の改善提案) 第40条 乙は、本業務について、要求水準書に定める業務の水準を低下させることなく、要求水準書に定める手法と比較し、より効果的で効率的な手法等を提案することができるものとする。 2 前項の乙が提案できる範囲は、委託料の額の低減を伴うものとする。
要求水準の変更	(要求水準書の変更等) 第41条 甲は、自ら若しくは前条による乙の改善提案により、必要と認める場合は、乙に対して要求水準書の変更の検討を指示することができるものとし、乙は、当該指示の受理後14日以内に、当該変更が当該業務の実施に与える影響を検討し、検討結果を甲に報告するものとする。 2 甲は、前項による検討結果を受理した場合は、当該検討結果に基づいて要求水準書を変更することができるものとし、速やかに当該検討結果に基づく変更を行うか否かを、乙に通知しなければならない。 3 変更後の当該要求水準は、甲が乙に通知し、乙が通知を受理した日の翌日から適用されるものとする。 4 法令等の変更により、要求水準書の内容を変更する必要性が生じたときは、第75条の定めに従うものとする。
委託料の減額	(要求水準書の変更に伴う措置) 第42条 前条第2項により要求水準書を変更したときは、当該変更により、乙に増加費用又は損害(委託料の減額は除く)が生じたときは甲が負担し、乙が負担する費用の減少が生じたときは、当該費用減少分に応じて委託料を減額するものとする。 2 前項において、甲の負担する額又は乙の委託料の減額については、甲乙協議して定めるものとする。ただし、乙の委託料の減額については、委託料の額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額を削減しないものとする。 3 前項により、委託料の減額を行った場合においても、乙の改善提案を行った乙の責任が回避されるものではない。 4 前条第4項の規定により、乙に増加費用又は損害(委託料の減額は除く)が生じたときの措置は、第76条の定めに従うものとする。
半分は削減しない	

出典)守谷市「守谷市上下水道施設管理等包括業務委託契約書」(R4.12)

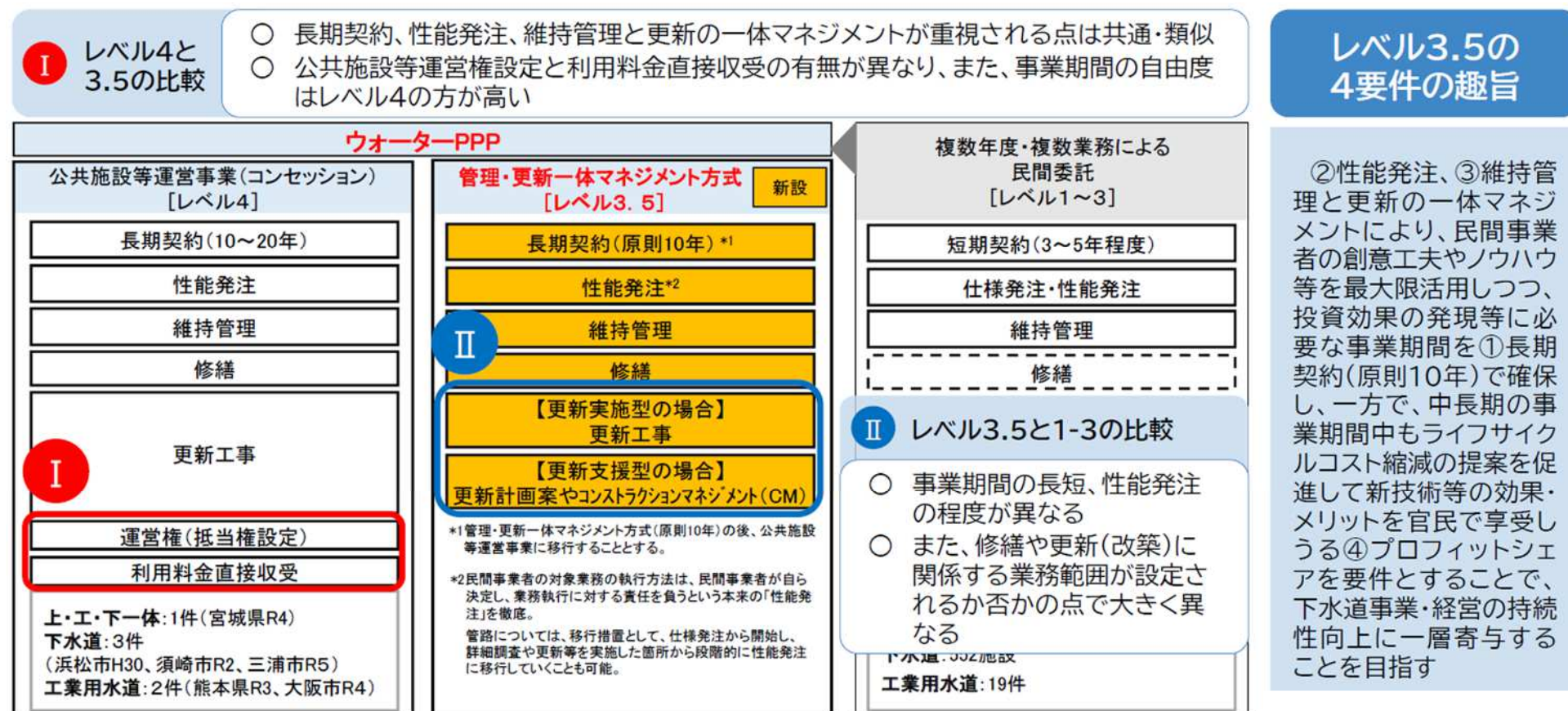
3 レベル4について ①コンセッションとは

- 公共施設の所有権は公共が所持したまま、運営権を民間側に設定し、民間事業者の裁量により、知見やノウハウなどを最大限に発揮できる手法で、契約期間は20年程度が一般的です。

項目	内容	項目	内容
スキーム概要	The diagram illustrates the concession scheme for sewerage management. At the top, the '下水道管理者' (Sewerage Authority) is responsible for '改築' (Renovation) and '維持管理' (Maintenance). It has a '直接協定' (Direct Agreement) with '金融機関' (Financial Institutions). The '金融機関' provides '融資' (Financing) to the 'SPC' (Special Purpose Company) through '担保' (Collateral). The 'SPC' is responsible for '改築' (Renovation) and '維持管理' (Maintenance) and holds the '運営権' (Operational Rights). The 'SPC' is funded by '出資' (Investment) from '構成企業' (Constituent Companies) and '委託' (Commission) from '民間企業' (Private Companies). The 'SPC' provides 'サービス提供' (Service Provision) to '利用者' (Users), who pay '利用料金' (User Fees) to the 'SPC'. The 'SPC' also has '運営権対価' (Operational Rights Compensation) from the '下水道管理者' and '運営権実施契約' (Operational Rights Implementation Contract) with the '民間企業'.	制度上の特徴	● <u>利用料金</u>を使用者から直接収受: SPCが直接使用者から利用料金を収受することから、民間の経営自由度が大きく民間の企画力が発揮できる。 ● <u>民間事業者の企画ノウハウの最大限の発揮</u>: 分散している複数の施設や同種の施設、広域な施設をまとめて対象にして事業を実施できることから、これまでのPPP/PFI手法にはないような広い裁量を与える余地があり、民間事業者の企画ノウハウの最大限の発揮が期待できる。 ● <u>自由自在な業務パッケージ化</u>: 資金調達のみならず、料金収受や計画の策定など、下水道事業の多くの業務を民間に移管することができ、ケースごとに柔軟なリスク分担を契約で定められる ● <u>財政メリットの極大化</u>: 業務範囲が最も広く設定できる方式であるため、まとめ効果によるノウハウの活用の余地が大きく、財政上のメリットを最大化できる ● <u>長期の事業期間による負担軽減</u>: PFI(コンセッション方式)の事業期間は長期になることが多く、ノウハウの活用だけではなく公共側の施設管理負担の最大限の軽減が見込める ● <u>職員派遣</u>: PFI法において、当初5年程度公共から民間への引継ぎを想定した公共団体の職員派遣が可能であり、円滑な業務・ノウハウの引継ぎが可能 ● <u>特有の手続負担</u>: 事業実施のためにPFI法に定める様々な手続や議会議決のため導入に手続上の負担
主な対象業務	● 保守点検・運転管理、薬品等調達 ● 修繕 ● 設計・改築 ● 資金調達 ● 料金収受 ● 計画策定		
事業期間	● <u>事業期間:20年間以上の長期にわたる</u>		
対象となる事業	● 民間の企画調整の余地がある事業 ● 既存施設の維持管理を行いながら改築や汚泥利活用、遊休地活用等を一体的に行う事業		

3 レベル4について ②レベル3. 5との違い

- レベル3. 5とは、契約期間(長期)や運営権の設定等に違いがあり、民間事業者の裁量に自由度があります。
 なお、レベル3. 5の4要件を充足する必要はありません。



4 広域的なウォーターPPPについて

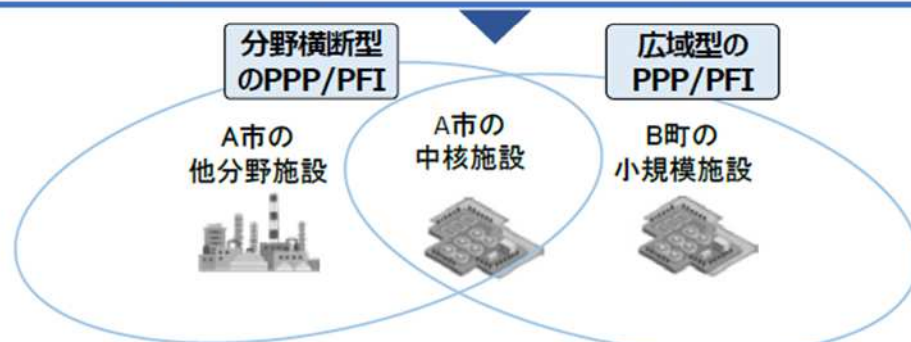
- 「広域型」(事業規模によりウォーターPPPへの移行が難しい自治体が、他の自治体と連携)と「分野横断型」(下水道事業だけではウォーターPPPへの移行が難しい自治体が、同じ自治体における他の水分野と連携)の2つの形態があります。

1. 分野横断型・広域型PPP/PFIの形成促進

○一層の歳出の効率化、不足する自治体職員の補完、民間事業者の参入促進等の観点から、分野横断型・広域型のPPP/PFIの形成を促進する。

「インフラの再構築」を効果的に進めるためのPPP/PFIの方向性

PPP/PFIで考慮すべき視点		施策の方向性	具体的手法（例）
行政視点	一層の歳出の効率化	類似施設・共通業務の統合	・県と市の同種施設の共同整備・運営
	技術系職員が不足する自治体での公共サービスの維持向上	自治体間の連携による業務の効率化・補完	・都道府県がリードし、管内の市町村と連携 ・一つの市町村がリードし、複数市町村で連携
民間視点	民間事業者の参入促進（利益確保）	ビジネス領域・規模の拡大	・複数分野業務の一括発注 ・複数自治体での共同発注



5 ウォーターPPPへの地元企業の参入について

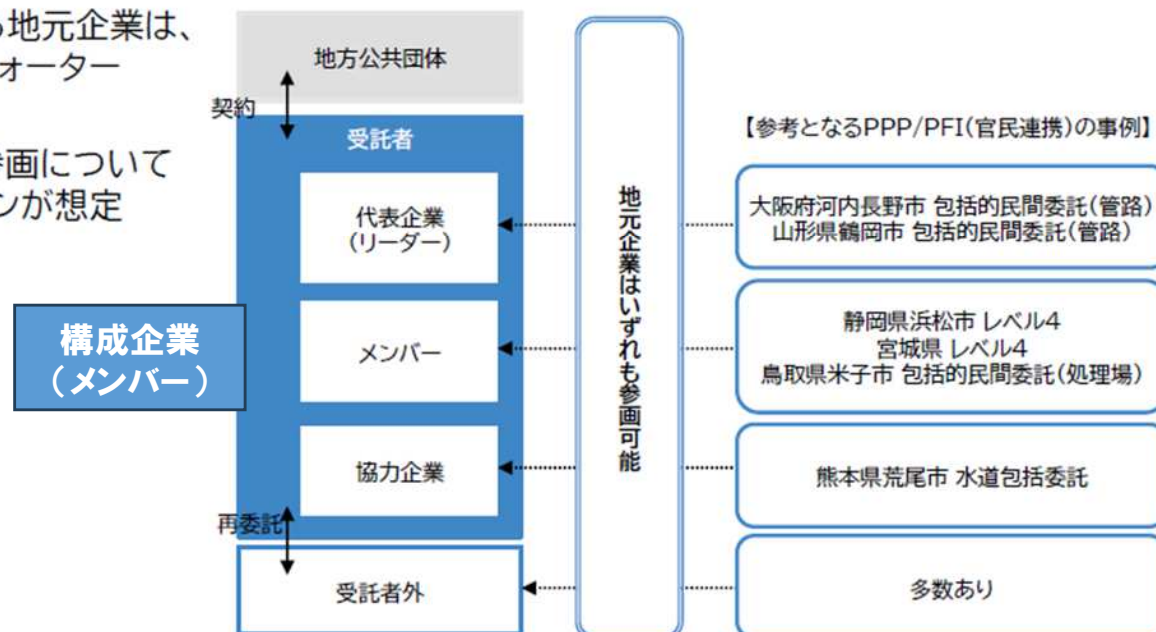
○ 県内の地元企業が参入しやすい手法を検討します。

実施編「第7章」7.1 中長期の事業期間を見据えた地元企業の参画の考え方  国土交通省

- 上下水道は、地元企業の寄与によって成り立っていることも多く、上下水道の持続性の向上のためには、地元企業の協力は重要である。ウォーターPPPにおける地元企業の参画については、多様な対応が可能であるが、地域の事情に応じ、必要十分な情報開示に基づく官民対話の繰り返し等も踏まえ、管理者が適切に判断する。

図表 7-1 地元企業の参画(イメージ)

- 地域の上下水道の実情を熟知している地元企業は、上下水道の持続性向上の観点から、ウォーターPPPとの関係でも重要な存在
- ウォーターPPPにおける地元企業の参画についても、地域の実情に応じた多様なパターンが想定

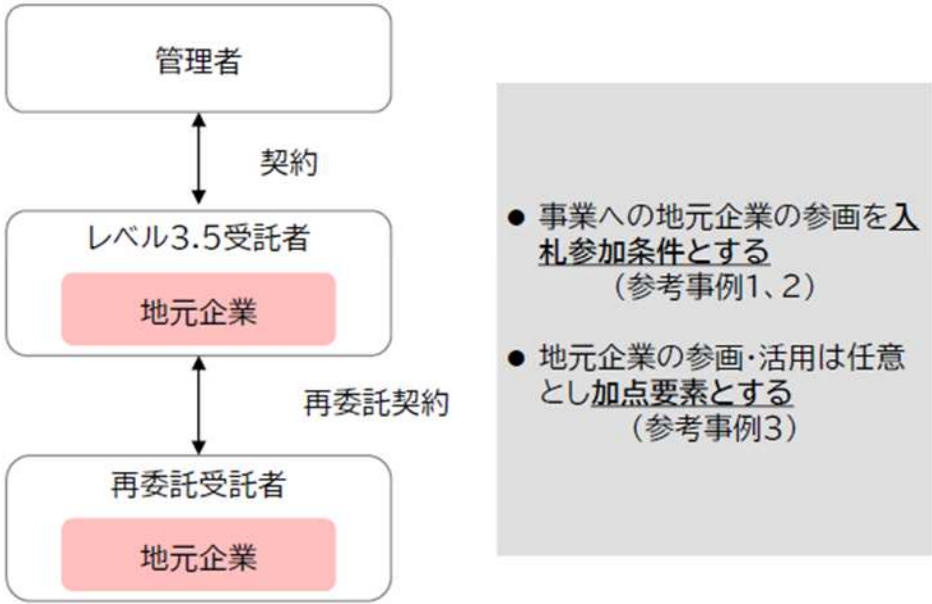


5 ウォーターPPPへの地元企業の参入について

実施編「第7章」7.1 中長期の事業期間を見据えた地元企業の参画の考え方 国土交通省

- レベル3.5における地元企業の参画では、地元企業の活用を提案評価の加点要素にする等の工夫を想定
- 特定の地元企業の参画を求めるといった公募要件の設定に当たっては、競争性・公平性の確保に十分留意する必要があり、入札・公募等参加者の競争回避的行動を誘発し、競争に影響を及ぼすおそれがないよう留意し、慎重に検討を行う必要がある。

図表 7-2 入札・公募条件の工夫(例)

入札・公募条件の工夫	留意点・ポイント
 ● 事業への地元企業の参画を入札参加条件とする (参考事例1、2) ● 地元企業の参画・活用は任意とし加点要素とする (参考事例3)	● 入札条件とする場合、提案者数の減少や競争性・公平性に留意が必要である ● 加点要素とする場合、地元企業の関与の方法等が受託者の提案に委ねられる点に留意が必要である ● レベル3.5受託者となれなかった場合に備え、再委託受託者等による地元企業の参画機会の確保等の工夫も考えられる

→ コンセッション方式の場合は当該「客観的な情報」を求めるガイドライン規定からは外れるものの、定性・定量的な合理性は一般的に必要と考えられる。

6 (参考) 用語の説明

○ PPP／PFI

- ・PPPとは「Public (パブリック) Private (プライベート) Partnership (パートナーシップ)」の略で、公共施設等の建設や維持管理、運営等を公共と民間が連携して行うことにより、民間の知見やノウハウ等を活用し、行政の効率化等を図ること。
包括的民間委託や指定管理者制度、DBO、コンセッションなどの官民連携手法の総称。
- ・PFIとは「Private (プライベート) Finance (ファイナンス) Initiative (イニシアチブ)」の略で、PPPの中でも民間資金等を活用することにより行政の効率化等を図るもの。
PPPの中でも、コンセッションやBTO、BOT等がある。

○ コンストラクションマネジメント(CM)

- ・発注者側の立場に立った補助・代行者(コンストラクションマネジャー)が、技術的な中立性を保ちつつ設計や計画立案の段階から、コストや品質、スケジュール、情報等の管理を行うこと。

6 (参考) 用語の説明

○ 仕様発注／性能発注

- ・仕様発注とは、業務に関する詳細な要件等の仕様書を発注者が作成し、民間に提示したうえで発注すること。
- ・性能発注とは、発注者が必要な施設の性能要件や業務水準のみを提示して発注すること。仕様発注よりも性能発注の方が民間の知見やノウハウ等を活用しやすい。

○ コンセプション(レベル4)

- ・公共施設の所有権を公共側が所持したまま、運営権(※)を民間側に設定する官民連携方式のこと。民間事業者の知見やノウハウだけでなく、民間事業者の資金も活用することが可能。原則として、民間事業者が下水道利用料金を収受し事業を運営する。

※ 運営権・・・公共施設等を運営して利用料金を収受する（収益を得る）権利

6 （参考）用語の説明

○ スtockマネジメント

- ・中長期的な視点で下水道事業全体の今後の老朽化状況を捉えて、優先順位をつけながら施設状況を予測し、維持管理や改築を一体的かつ計画的、効率的に管理すること。

○ マーケットサウンディング（MS、サウンディング型調査）

- ・事業検討段階において、民間事業者の参入意欲や参入条件等の意向を確認することや、民間事業者からの意見や新たな提案により新たな事業案件の形成や事業の進展を図ることを目的として実施する市場調査・情報収集のこと。

○ JV

- ・JVとは「Joint（ジョイント）Venture（ベンチャー）」の略で、企業が単独で受注する通常の場合とは異なり、複数の企業が一つの工事や事業を受注、受託することを目的として形成する事業組織体のこと。

6 (参考) 用語の説明

○ SPC

- ・「Special (スペシャル) Purpose (パーパス) Company (カンパニー)」の略で、「特別目的会社」を意味する。企業が行う事業が特定されており、その特定事業のために設立された会社のことであり、WPPPの場合、下水道事業等のためにSPCを設立する場合がある。

	単独の民間事業者等	JV	SPC等の 新会社の設立
類型	<pre> graph TD A[地方公共団体
(管理者)] <--> B[受託者] </pre>	<pre> graph TD A[地方公共団体
(管理者)] --> B[維持管理
担当] A --> C[工事関係
担当] B <--> C </pre>	<pre> graph TD A[地方公共団体
(管理者)] <--> B[受託者] B --> C[維持管理] B --> D[工事関係] C <--> D </pre>
効果・ メリット	—	● SPC等の設立と比較して、JVの組成の方が容易(中小企業、地元企業も取り組みやすいと考えられる)	● 一体的な事業実施 ● 倒産隔離、構成企業と切り離された財務モニタリングが可能
留意点・ ポイント	● 対象施設(処理場等と管路)、業務範囲(維持管理と更新関係)を一者で対応できる民間事業者等は限られる	● 一体的な事業実施の観点を考慮 ● 中長期の安定的な事業実施の観点を考慮	● 新会社の設立や運営等の負担が大きい ● 官出資により、官民会社(三セク)、官会社もある